監查委員公表第11号

監査等の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査等を執行しましたので、同条第9項の 規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年12月1日

 寒川町監査委員
 竹
 井
 龍一郎

 同
 柳
 下
 雅
 子

1 監査の期間

平成29年11月7日から11月29日まで

2 監査等対象機関

都市建設部都市計画課 教育委員会旭小学校 教育委員会一之宮小学校 教育委員会小谷小学校 教育委員会南小学校 教育委員会惠川小学校

3 監査等の種別

定期監査

4 監査等対象

平成29年度(平成29年4月1日から平成29年10月6日まで)の財務及び事務の執行状況

但し、教育委員会各小学校は平成29年度(平成29年4月1日から平成29年10月12日まで)

5 監査の方法

対象部課等から関係書類の提出を求め、収入、支出、会計事務処理、契約、事務事業 執行、補助金等、財産管理、安全管理、物品管理、公文書の管理に主眼を置き、抽出に より書類を監査するとともに事情を聴取した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されていると認められた。

○軽微な留意事項は口頭により指摘又は指導した。